

平成20年度より、健康診断のしくみが大きく変わります

健診内容や実施場所・費用については4月以降、各保険者より通知されますので、その内容をご確認ください。

問い合わせ 保健センター ☎258-11236

町の健診（基本健康診査）が廃止となります



みなさんが加入されている医療保険者（国民健康保険・健康保険組合等）が実施主体となる**特定健診**に変わります

特定健診に変わるのとは…

今までの健診は、病気ごとの早期発見・早期治療が目的でした。しかし、高血圧や糖尿病などの、一つ一つの生活習慣病の発生要因は複雑につながっており、同時に進行しやすいことがわかってきました。

そして、多くの生活習慣病には肥満が関係し、特に内臓脂肪から分泌されるさまざまなホルモンが、血圧を上げたり、インスリンの働きを悪くすることが解明されてきたのです。さらに、生活習慣病に関係するのが「動脈硬化」です。自覚症状がないままに悪化し、ある日、脳卒中や心筋梗塞の発作になって現れ、気づいた時には治すのが大変なところまで進んでいることがあります。

特定保健指導

健診受診後は、保険者より結果が通知されます。その際、メタボリックシンドロームの概念をもとに、生活習慣改善の必要度に応じて、情報提供・動機づけ支援・積極的支援の3つのグループに分けられます。動機づけ支援・積極的支援が必要とされた人には、健診結果とともに、特定保健指導利用券が送付されます。個々に適した保健指導が

がん検診

がん検診は今まで通り、町が主体の検診として継続されます。なお、詳しくは、健康カレンダー・広報でお知らせします。



身近なスポーツ施設を上手に

少しずつ春の訪れを感じるようになってきました。

これからの季節はスポーツで汗を流してみ

て、健康増進に大いに役立ててください。

問い合わせ スポーツ振興課 ☎258-10371

使用する団体は登録が必要です

町内8つの小中学校の体育館と校庭などを一般の方々の使用に開放しています。

これらの施設は、子どもたちが使うことを目的に作られた施設ですので、狭いとか天井が低いなど多少の不便はありますが、様々なスポーツに利用できます。

現在、学校開放登録団体は約70団体あり、それぞれ活発に活動しています。団体には個人が加入できるものや、職場や自治会で組織されたものなど色々ありますが、学校開放体育施設を使用するには、次のような手続きが必要です。



登録資格

○町内に在住・在勤する10名以上の団体で、成人の代表者および使用責任者がいる団体。

○右記団体で、スポーツレクリエーション活動を目的とし、スポーツ振興課に登録申請をして許可を受けた団体。

※登録申請書はスポーツ振興課にあります。登録は随時行っています。

※平成20年度学校開放登録団体の受け付けをします。前記要領で、2月21日までにスポーツ振興課に提出してください。



使用申請の方法

登録した団体が利用する場合は、日程調整会を開きますので、そこで1か月間の利用する施設をまとめて申請します。

※指定日以外の使用申請は受け付けません。

※使用を取り消す場合は、事前にスポーツ振興課へ連絡してください。

学校開放施設

学校名	校庭	体育館	柔剣道場
三芳小	○		
藤久保小	○	○	
上富小	○	○	
唐沢小	○	○	
竹間沢小	○	○	
三芳中	○	○	○
三芳東中	○	○	
藤久保中	○	○	

体育館

- ①午前8時～10時
 - ②午前10時～12時
 - ③午後1時～3時
 - ④午後3時～5時
 - ⑤午後6時30分～9時30分
- ※①～④/土・日曜日・祝日
⑤/全日

日程調整会

日時 利用前月の第4木曜日、午後7時

学校開放時間

校庭 土・日曜日、祝日

①午前8時～10時

②午前10時～12時

③午後1時～3時

④午後3時～5時

⑤午後6時30分～9時30分